

包括外部監査制度及び監査人等について

【制度の概要】

1. 制度の導入

平成9年6月の地方自治法の一部改正により、平成11年度から都道府県、指定都市、中核市に導入が義務付けられた（地方自治法第252条の36第1項）

2. 監査の内容

包括外部監査人は、対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、特定の事件(テーマ)について監査する（地方自治法第252条の37第1項）

3. 監査契約を締結できる者

弁護士、公認会計士、会計検査事務等に従事した者で監査実務に精通している者等（地方自治法第252条の28第1項）

4. 監査結果報告

包括外部監査人は監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を、対象団体の議会、長、監査委員等に提出しなければならない（地方自治法第252条の37第5項）

5. 監査結果の公表

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならない（地方自治法第252条の38第3項）

【契約の相手方】

弁護士 青野 悠

住 所 長崎市富士見町17番3-1号

【契約の期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日

【特定の事件（テーマ）】

県出資団体に関する事務の執行について

担当課	総務文書課
内 線	4081
直 通	895-2113
担当者	大島、田中